

建設作業に係る環境配慮の基本方針

昭和 59 年4月
(最終改正 令和7年10月)

札幌市環境局

この基本方針は、市民の生活環境を保全するため、本市域内で行われる建設作業の実施に当たり、公害防止上必要な事項を定めるものである。

(事前調査及び騒音等対策の検討)

- 1 建設工事を実施する際には、工事現場及び現場周辺の状況について事前に調査し、状況に応じて防音シートで囲うなどの騒音等の対策をとること。

(建設機械の選択)

- 2 工事現場及び現場周辺の立地条件等を勘案し、できるだけ周辺に与える騒音・振動を低減するよう建設機械を選択すること。

(くい打ち作業における工法の選定)

- 3 建設作業のうちくい打作業については、次の各号に掲げる工法により行うものとする。
 - (1) 原則として無騒音無振動工法を採用するものとする。
 - (2) 無騒音無振動工法を採用することが工事現場の施工条件から、困難と認める場合、低騒音低振動工法を採用するものとする。

(適用除外)

- 4 前項の規定は、次の各号に掲げるくい打作業に該当する場合には適用しないものとする。

ただし、この場合にあっても周辺の状況に応じて騒音、振動を低減させるための必要な措置について十分配慮するものとする。

- (1) 1日で終了するくい打作業
- (2) 市街化調整区域及び市街化区域のうち工業専用地域において行うくい打作業
- (3) バイブロハンマを使用するくい打作業
- (4) 木くい打作業
- (5) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要があるくい打作業
- (6) その他「建設作業に係る環境配慮の基本方針」取扱要領(以下「取扱要領」という。)で定める場合に該当するくい打作業

(作業時間)

- 5 騒音規制法第2条第3項又は振動規制法第2条第3項に規定する特定建設作業(以下「特定建設作業」という。)の作業時間は次のとおりとする。

ただし、当該特定建設作業が取扱要領で定める場合に該当するときはこの限りでない。

用 途 地 域	作 業 時 間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	9時から17時まで
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

また、指定地域外を理由として特定建設作業の対象外となった場合でも工事現場周辺に住居がある場合は、第1種低層住居専用地域等の作業時間と同様に取り扱うよう努めるものとする。

(作業日)

- 6 特定建設作業は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)には行わないものとする。
ただし、当該作業が取扱要領で定める場合に該当するときはこの限りでない。

(環境配慮)

- 7 特定建設作業以外の建設作業についても、周辺の状況に応じて作業を行う時間並びに騒音及び振動を低減させるための必要な措置等について十分配慮するものとする。

(届出書の提出)

- 8 特定建設作業を実施しようとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに、騒音規制法施行規則第10条及び振動規制法施行規則第10条で定める様式1、または様式1の内容に準じて本市で定めた様式2により、特定建設作業実施届出書を市長に提出するものとする。
ただし、上記様式により難しい場合はこの様式に準じた別の様式を使用することができることとする。

(周辺住民への配慮)

- 9 建設作業を実施しようとする者は、工事現場の周辺住民に対して事前周知するよう努めるものとする。また、住宅が近接しているなど、工事の施工によって周辺建築物に影響を与える恐れがある場合は、必要に応じて事前に工事現場周辺の状況を把握し、近隣住民等に説明をするよう努めるものとする。

附 則

この基本方針は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則(平成8年7月1日)

この基本方針は、平成8年7月1日から実施する。

附 則(平成15年4月1日)

この基本方針は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平成29年3月23日)

名称を「建設作業に係る環境配慮の基本方針」とする。

この基本方針は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(令和3年12月7日)

この基本方針は、令和3年12月7日から実施する。

附 則(令和7年10月21日)

この基本方針は、令和7年10月21日から実施する。

「建設作業に係る環境配慮の基本方針」取扱要領

(無騒音無振動工法)

1 建設作業に係る環境配慮の基本方針(以下「基本方針」という。)第3項第1号に規定する無騒音無振動工法とは、次のものをいう。

- (1) 既製ぐいに打撃又は振動を与えずにぐいを埋込む工法
例)セメントミルク工法、中堀工法(根固めミルク注入を行うものに限る。)、圧入式ぐい打機を使用する工法等
- (2) 場所打ぐい工法
例)ベント工法、リバース工法、アースドリル工法等

(低騒音低振動工法)

2 基本方針第3項第3号に規定する低騒音低振動工法とは、次のものをいう。

- (1) アースオーガーを併用するぐい打工法
- (2) その他特定建設作業の勧告に係る基準値を満足するぐい打工法

(ぐい打ち作業における適用除外)

3 基本方針第4項第6号に規定する取扱要領で定める場合とは、次のものをいう。

- (1) 無騒音無振動工法又は低騒音低振動工法を採用することが、工事現場の施工条件から困難と認める場合
- (2) 無騒音無振動工法又は低騒音低振動工法を採用することが、市民生活に著しく不利益をもたらすと認める場合
- (3) レールぐいを使用して行うぐい打作業に該当する場合

(作業時間における適用除外)

4 基本方針第5項ただし書きに規定する取扱要領で定める場合とは、次のものをいう。

- (1) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に基本方針第5項の表に掲げる作業時間以外の時間(以下「夜間」という。)に行う必要がある場合
- (4) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、夜間に行うべきこととされた場合
- (5) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、夜間に行うべきこととされた場合
- (6) 工事の特殊性により市長が付近の生活環境が著しく損なわれないと認めた場合
- (7) その他地域の特殊性等により市長が特に必要と認めた場合

(作業日における適用除外)

5 基本方針第6項ただし書に規定する取扱要領で定める場合とは、次のものをいう。

- (1) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合

- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に日曜日等に行う必要がある場合
- (4) 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に日曜日等に行う必要がある場合
- (5) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に日曜日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、日曜日等に行うべきこととされた場合
- (6) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に日曜日等に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において日曜日等に行うべきこととされた場合
- (7) 工事の特殊性により市長が付近の生活環境が著しくそこなわれないと認めた場合
- (8) その他地域の特殊性等により市長が特に必要と認めた場合

様式1(特定建設作業実施届出書:国様式 騒音規制法)

様式1(特定建設作業実施届出書:国様式 振動規制法)

様式2(特定建設作業実施届出書:札幌市様式)

--